

平成 30 年 5 月 14 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380023

研究課題名(和文)唐代を中心とする中国刑事手続制度の基礎的研究

研究課題名(英文)Basic Study on the Pre-modern Chinese Criminal Procedure System, mainly in Tang Dynasty

研究代表者

川村 康(KAWAMURA, Yasushi)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：00195158

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、滋賀秀三による唐律疏議の現代日本語への翻訳の試みを継承し、研究代表者が中心となって唐律第11篇捕亡律の現代日本語訳を作成するとともに、そこから得られた唐代刑事手続制度に関する知見を研究分担者・研究協力者が専門とする各時代の刑事手続制度と比較研究することを通じて、前近代中国刑事手続制度の再検討を試みるものである。4年間に及ぶ研究活動の結果、捕亡律全18箇条の現代日本語への翻訳を完了し公表するとともに、唐律捕亡律2条に規定される逮捕手続制度を元代および清代の逮捕手続制度と比較検討するなど、前近代中国刑事手続制度のいくつかの問題を解明した。

研究成果の概要(英文)：This research aims to translate "Tanglue-shuyi" or "Tang penal code and commentary" into Japanese, which was originally the work Professor Shuzo Shiga set about, and to study Tang criminal procedure system through comparing it with criminal procedure systems in other dynasties which research members are majoring in. As the result of our research, we have accomplished the translation of whole articles in Buwang-lue, and have cleared some important points concerning criminal procedure systems in Pre-modern China, such as the law regarding arrests in Yuan and Qing dynasties.

研究分野：基礎法学

キーワード：中国 刑事手続制度 唐 唐律疏議 捕亡律 史料の翻訳と注釈

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 唐律は唐王朝が制定した全 12 篇 502 箇条からなる刑罰法典であり、律令法体系の根幹をなす基本法典である。それは唐以前の諸王朝における法典編纂活動の集大成として成立し、唐以降の諸王朝において古典的地位におかれた、前近代中国法を代表する法典である。したがって唐律は、前近代中国の法制度を研究する者にとって、対象とする時代を問わず、基本史料のひとつであるといえる。また、その影響は、同時代の東アジア諸国だけでなく、近現代の日本法や韓国法にも及ぶ。それゆえ、日本や朝鮮の法制度を研究する者、さらには比較法文化史や現代刑法学などを学ぶ者にとっても、唐律は重要かつ貴重な史料であるといえる。

(2) 唐律のこのような重要性は、昭和 54 年から平成 8 年にかけて、唐律（正確には『唐律』とその公権的注釈書である『律疏』を後代に合本した『唐律疏議』）の訳注書（律令研究会〔編〕『訳註日本律令 5～8 唐律疏議訳註篇 1～4』東京堂出版）が刊行されたことによっても示される。この訳注書は、重要な語句に注釈を施し、条文の内容に解説を附すことを基本方針としたことなどから、現在に至るまで多くの研究者に利用されてきた。本研究課題の研究代表者である川村康（第 10 篇雜律担当）および研究分担者である中村正人（第 12 篇断獄律担当）も、この訳注書の分担執筆者である。しかし、この訳注書は訳文の文体に訓読文を採用したため、この文体に慣れ親しまない者には読みやすいものではない。その文体が現代日本語ではないため、上述のような広範な学術的需要には必ずしも応えられるものではないという問題点を有しているのである。

(3) もっとも、唐律の現代日本語への翻訳がまったくなされなかったわけではない。昭和 33 年から昭和 39 年にかけて、滋賀秀三による訳注が公表されている（「訳註唐律疏議(1)～(5)」『国家学会雑誌』72 巻 10 号、73 巻 3 号、74 巻 3・4 号、75 巻 11・12 号、78 巻 1・2 号）。けれどもこの訳注は第 1 篇名例律全 57 箇条の第 36 条に至って中断され、その後長らく同様の試みは行われてこなかった。

(4) そこで本研究課題の構成員は、唐律の現代日本語への翻訳という事業の継承を中心的課題として、平成 20 年に「唐律疏議講読会」を結成し、第 12 篇断獄律全 34 箇条の現代日本語への翻訳に着手した。平成 22 年度から平成 25 年度には科学研究費補助金（基盤研究(C)一般、研究課題番号 22530004、研究課題「唐代を中心とする中国裁判制度の基礎的研究」、研究代表者中村正人）を受給して事業を継続した。中間段階の訳稿は、平成 24 年から平成 26 年にかけて、中村正人・唐律疏議講読会「『唐律疏議』断獄律現代語訳

稿(上)(下・完)」(『金沢法学』55 巻 1 号、57 巻 1 号)として公表した。これを再検討した最終段階の訳稿は、中村正人・唐律疏議講読会「『唐律疏議』断獄律現代語訳稿」として、科学研究費補助金研究成果報告書(中村正人〔編〕『唐代を中心とする中国裁判制度の基礎的研究』自費出版、平成 26 年)に収録した。断獄律以外の篇目、なかでも断獄律と密接に関係する第 11 篇捕亡律へこの事業を及ぼしてゆくことは、本研究課題の構成員にとって研究上の責務となっている。

(5) 他方、前近代中国において、犯罪捜査や被疑者の逮捕など、裁判の前段階となる刑事手続制度の全容が史料上明確になるのは、律の全文が伝存する唐代を待たなければならない。世界的に見ても、法規定を根拠として復元できる最古の刑事手続制度は唐王朝のものである。刑事手続制度が歴史的にどのように発展してきたかを考察するとき、唐代の刑事手続制度の解明は極めて大きな意義をもつ。しかし、この課題は、奥村郁三「唐代裁判手続法」(『法制史研究』10 号、昭和 35 年)など、裁判制度に関する研究のなかで副次的に触れられてきたにすぎない。これを主題とし、刑事手続制度に関する唐律捕亡律の規定を全体的に把握したうえでなされた本格的な研究は、現在に至るまでほとんど発表されていない。上記の訳注書でも捕亡律の部分は注釈が極めて簡素であり、解説も附されていない。結果として、唐代の刑事手続制度に関する研究は、その重要性にもかかわらず、一種の空白域となっている。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究課題の目的は、第一に、滋賀秀三によって着手された唐律の現代日本語への翻訳という事業を継続することである。第二に、刑事手続の遂行における種々の違反行為の処罰を規定した捕亡律、および刑事手続の詳細を定めた唐令捕亡令を精査し、これに他の時代の同種の規定との比較研究を加えて、唐代を中心とする前近代中国の刑事手続制度研究の本格的な展開をめざすことである。

(2) 本研究課題は、広範な研究分野での学術的需要が見込まれる唐律捕亡律の現代日本語への翻訳を最優先の課題としつつ、他の時代の刑事手続制度との比較研究を通じて、唐代の刑事手続制度の特徴を再検討することを目的としている。翻訳の作成に際しては、上記の訳注書の存在が前提となるため、語句の注釈は最小限に止め、平易な訳語の工夫を試みるなど、できる限り訳文だけで内容が理解できるようにつとめる。

(3) 唐律捕亡律の現代日本語への翻訳と同時に、本研究課題の研究分担者・研究協力者が専門とする各時代の刑事手続制度に関する規定と、唐律捕亡律の規定とを比較研究す

ることによって、唐代の刑事手続制度の特徴とその全体像、ならびに前近代中国法の歴史における位置づけが明らかになることが期待される。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究課題においては、平成 25 年度までの「唐律疏議講読会」における唐律断獄律の現代日本語への翻訳と唐代裁判制度に関する研究の手法を受け継ぎ、各年度 4 回ずつ開催する研究会において、研究代表者が作成した捕亡律条文および律疏（公権的注釈書）の翻訳原稿の妥当性を検討する。それとともに、研究分担者・研究協力者が専門とする各時代の知見にもとづいて当該条文の意義や機能に関する議論を行い、唐代の刑事手続制度の性格や特徴を明らかにしてゆく。

(2) 平成 26 年度から平成 29 年度前半までは、捕亡律の翻訳作業を中心とする。捕亡律は全体で 18 箇条であるので、1 回ごとに 1～2 箇条（各条文の長さにより調整）を取り上げて、下記のように 13 回の研究会を開催する。

平成 26 年度（4 回）：捕亡律 1 条～4 条

平成 27 年度（4 回）：捕亡律 5 条～10 条

平成 28 年度（4 回）：捕亡律 11 条～17 条

平成 29 年度（1 回）：捕亡律 18 条

(3) 上記 13 回の研究会では、研究代表者が当該条文の現代日本語への翻訳原稿を提示し、他の構成員を交えてその当否を検討するとともに、研究分担者・研究協力者が専門とする各時代の規定・制度との比較研究を行う。研究会開催の間には、構成員各自が個別に準備とまとめを行う。

(4) 上記 13 回の研究会で検討した捕亡律の現代日本語への翻訳原稿を研究代表者がまとめ、中間段階の訳稿を作成して、その本務校（関西学院大学）の紀要である『法と政治』などで公表し、構成員以外の研究者からの意見や批判を仰ぐ。そのうえで構成員による再検討を加え、最終段階の訳稿を作成して、本研究課題の科学研究費補助金研究成果報告書に掲載する。この研究成果報告書の作成は、平成 29 年度内に完了する。

(5) 平成 29 年度後半の 3 回の研究会では、研究分担者・研究協力者がそれまでに唐代とその専門とする各時代の刑事手続制度について比較研究してきた成果の報告と討論、ならびに唐代刑事手続制度の特徴や全体像についての総括を行う。研究分担者・研究協力者による比較研究の成果報告は、論文にまとめて、本研究課題の科学研究費補助金研究成果報告書に併載する。

### 4. 研究成果

(1) 平成 26 年度から平成 29 年度前半にかけて、下記のように 13 回の研究会を開催し、

唐律第 11 篇捕亡律全 18 箇条の現代日本語への翻訳原稿を検討した。

平成 26 年度（4 回）：捕亡律 1 条～5 条

平成 27 年度（4 回）：捕亡律 6 条～10 条

平成 28 年度（4 回）：捕亡律 11 条～17 条

平成 29 年度（1 回）：捕亡律 18 条

(2) 上記 13 回の研究会の成果にもとづく中間段階の訳稿を、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて作成し、下記のように公表した。

川村康・唐律疏議講読会『『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿（上）』（『法と政治』67 巻 2 号、平成 28 年）：捕亡律 1 条～10 条

川村康・唐律疏議講読会『『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿（下）』（『法と政治』68 巻 3 号、平成 29 年）：捕亡律 11 条～18 条

(3) 中間段階の訳稿に対する構成員以外の研究者からの意見や批判、ならびに構成員による再検討を反映した最終段階の訳稿を、平成 29 年度に作成し、川村康・唐律疏議講読会『『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿』として、本研究課題の科学研究費補助金研究成果報告書（川村康〔編〕『唐代を中心とする中国刑事手続制度の基礎的研究』自費出版、平成 30 年）の本篇に収録した。

(4) 唐律捕亡律の現代日本語への翻訳に際しては、できる限り原語の使用を控え、訳語だけで理解できるように工夫し、語句への注釈は最小限にとどめることをめざしていたが、翻訳原稿の作成と検討を通じて、実際にはその達成は困難であることが判明した。そのため、訳文でも原語を使用したうえで注釈を附すこと、ならびに多くの語句について注釈を加えることが必要となった。また、上記の訳注書『訳註日本律令 唐律疏議訳註篇』の存在を前提に、原文と訓読文には原則として検討を加えない方針であったが、同訳注書の捕亡律の部分における訓読文には疑問点が多く見出されたため、原文と訓読文についても全面的に再検討を加える必要が生じた。このため、上記の中間段階および最終段階の訳稿においては、現代日本語訳文と注釈に加えて、原文と訓読文ならびにこれらの校注を併記することになった。ただし、前近代中国を対象とする研究においては、史料原文に対する訓読文を作成し、しかるのちに現代日本語に翻訳するという史料読解法は今なお有効であるから、これらの作業を加えたことはあながち無意味なことではない。

(5) 平成 29 年度前半までの 13 回の研究会に加えて、平成 29 年度後半に 3 回の研究会を開催し、研究分担者である中村正人および研究協力者である七野敏光による、唐代と各自が専門とする時代の刑事手続制度についての比較研究の成果報告と討論、ならびに本研究課題の総括を行った。

(6) 平成 29 年度後半の 3 回の研究会の成果である下記の論文 2 篇は、本研究課題の科学研究費補助金研究成果報告書の附篇に収録した。これらの論文を通じて、犯罪者の逮捕時における違反行為に関する規定の時代的変遷や、前近代中国における唐代の逮捕手続制度の位置づけが明らかにされている。

七野敏光「泰和捕亡律一条文の復元」は、『元典章』刑部に引用された旧例を手がかりとして、犯罪者の逮捕時における違反行為に関する唐律捕亡律 2 条に相当する金泰和律の条文を復元したものである。

中村正人「罪人拒捕条に関する唐律および明清律の比較について」は、唐律捕亡律 2 条と、これに相当する明律・清律の罪人拒捕条とを比較検討したものである。

(7) これらの研究成果を総じていえば、本研究課題の研究目的はほぼ順調に達成されたことになる。今後は唐律の他の篇目へと現代日本語訳の手を伸ばしてゆくことが、本研究課題の構成員の責務である。とくに第 8 篇闘訟律のように、捕亡律や断獄律と関係の深い篇目の翻訳に優先的に取り組んでゆきたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

川村康・唐律疏議講読会、『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿(下) 法と政治(関西学院大学) 査読なし、68 巻 3 号、2017、pp.41-92 .

<http://hdl.handle.net/10236/00026245>

中村正人、清代贖刑制度に関する初歩的考察 捐贖・納贖に焦点を当てて、金沢法学(金沢大学) 査読なし、59 巻 2 号、2017、pp.299-329 .

<http://hdl.handle.net/2297/46915>

川村康・唐律疏議講読会、『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿(上) 法と政治(関西学院大学) 査読なし、67 巻 2 号、2016、pp.1-43 .

<http://hdl.handle.net/10236/14849>

中村正人、清代初期過失殺補論、金沢法学(金沢大学) 査読なし、58 巻 2 号、2016、pp.9-41 .

<http://hdl.handle.net/2297/44835>

石岡浩、中国古代の法と刑罰、歴史と地理 世界史の研究、査読なし、676 号、2014、pp.52-55 .

川村康、慶元勅訳読考、東洋法制史研究会通信、査読なし、26 号、2014、pp.4-5 .

[http://www.terada.law.kyoto-u.ac.jp/tohoken/26\\_kwmr.htm](http://www.terada.law.kyoto-u.ac.jp/tohoken/26_kwmr.htm)

[学会発表](計 4 件)

川村康、律疏における不応為条の適用事例、法制史学会第 69 回総会(京都産業大

学) 2017 .

中村正人、清代捐贖制度雑考、第 35 回東洋法制史研究会(しきぶ温泉湯楽里、福井県越前市) 2016 .

中村正人、清代初期過失殺補論、第 434 回法制史学会近畿部会例会(京都大学) 2014 .

川村康、比附の再定義、第 73 回法制史学会中部部会例会(名古屋大学) 2014 .

[図書](計 3 件)

但見亮・胡光輝・長友昭・文元春〔編〕、王前・川村康・喜多三佳・水間大輔・劉迪・田中信行・丁相順・坂口一成・但見亮・聞志強・韓世遠・梁慧星・牟憲魁・王成・王利明・奥田進一・胡光輝・小嶋明美・長友昭・文元春〔共著〕、成文堂、中国の法と社会と歴史 小口彦太先生古稀記念論文集、2017、pp.527 (pp.29-59) .

『宋代史から考える』編集委員会〔編〕、久保田和男・川村康・游彪・尤東進・金成奎・高井康典行・中島栄章・樋口能成・小林隆道・小二田章・飯山知保・吉野正史・洪成珉・森田健太郎・近藤一成・王瑞来〔共著〕、汲古書院、宋代史から考える、2016、pp.485 (pp.33-56) .

中国出土資料学会〔編〕、小澤正人・角道亮介・石岡浩・水間大輔・平勢隆郎・小寺敦・村上陽子・原宗子・江村治樹・池澤優・西山尚志・工藤元男・池田知久・井ノ口哲也・大西克也・森和・真柳誠・川村潮・友田真理・下田誠・荻野友範・吉富透・菅野恵美・小嶋茂稔・鈴木直美・阿部幸信・關尾史郎・吉村昌之・名和敏光・水野卓・柿沼陽平・飯尾秀幸・高津純也・富田美智江・岡本真則・椎名一雄・海老根量介・廣瀬薫雄・馬彪・藤田勝久・渡邊将智・谷中信一・伊藤敏雄・青木俊介・水田拓治・小林岳・富谷至〔共著〕、東方書店、地下からの贈り物 新出土資料が語るいにしへの中国、2014、pp.363 (pp.20-27) .

[産業財産権]

なし

[その他](計 1 件)

科学研究費補助金研究成果報告書

川村康〔編〕、川村康・唐律疏議講読会・七野敏光・中村正人〔共著〕、自費出版(平成 26 年度～平成 29 年度科学研究費補助金(基盤研究(C)一般)研究成果報告書) 唐代を中心とする中国刑事手続制度の基礎的研究、2018、pp.152 .

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

川村 康 (KAWAMURA, Yasushi)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：00195158

(2) 研究分担者

中村 正人 (NAKAMURA, Masato)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：60237427

石岡 浩 (ISHIOKA, Hiroshi)

東洋大学・アジア文化研究所・客員研究員

研究者番号：60576693

(平成 26 年 12 月 4 日削除)

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

七野 敏光 (SHICHINO, Toshimitsu)

同志社大学・法学部・非常勤講師